

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民年金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

池田町は、国民年金に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岐阜県揖斐郡池田町長

公表日

令和7年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	・国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 ・国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務、年金受給に伴う裁定請求事務、国民年金保険料の免除申請事務等の処理を行っている。 ・中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。
③システムの名称	国民年金システム、住民基本台帳システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表46の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表72、73の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468-1 0585-45-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保険年金課 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468-1 0585-45-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月18日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月18日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	各種申請・届出に伴う受理の際は、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインのとおり、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則として実施し、誤りの無いよう徹底している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる場所に保管することを徹底している ・システムへの入力複数人で行うことで人為的ミスが発生しないよう対策している。 ・年金事務所へ書類を送付する際は宛先の確認と、記録の付く方法で送付している。 ・個人情報を含む書類の廃棄はシュレッダー又は廃棄物処理施設へ直接搬入して廃棄している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [☐] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	池田町住民基本台帳ネットワークシステムに関するセキュリティ規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、不要文書の破棄の際に滅失事案が発生しないよう、 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる場所に保管することを徹底する。 ・不要文書を破棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行うこと。 ・特定個人情報が記録された書類等を破棄する場合は、破棄した記録を保存すること。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保険年金課長 松田 広美	保険年金課長 岡崎 弘晃	事後	①重要な変更にあたらない。 組織変更による軽微な修正の
平成30年7月2日	Ⅱ-1 対象人数	平成27年8月19日 時点	平成30年7月2日 時点	事後	
平成30年7月2日	Ⅱ-1 取扱者数	平成27年8月1日 時点	平成30年7月2日 時点	事後	
令和1年6月20日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	保険年金課長 岡崎 弘晃	保険年金課長	事後	評価書様式の変更
令和1年6月20日	Ⅱ-1 対象人数	平成30年7月2日 時点	令和1年6月20日 時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ-1 取扱者数	平成30年7月2日 時点	令和1年6月20日 時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅳ リスク対策	※項目無し	※全項目追加	事後	評価書様式の変更
令和2年7月30日	Ⅱ-1 対象人数	令和1年6月20日 時点	令和2年7月30日 時点	事後	
令和2年7月30日	Ⅱ-1 取扱者数	令和1年6月20日 時点	令和2年7月30日 時点	事後	
令和3年8月19日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19	事前	
令和3年8月19日	Ⅱ-1 対象人数	令和2年7月30日 時点	令和3年8月19日 時点	事後	
令和7年2月18日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	・中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。	・中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。	事後	
令和7年2月18日	I-3 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一(31の項)	番号法第9条第1項別表46の項	事後	
令和7年2月18日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二(47、48の項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表72、73の項	事後	
令和7年2月18日	Ⅱ-1 対象人数	令和4年3月16日 時点	令和7年2月18日 時点	事後	
令和7年2月18日	Ⅱ-1 取扱者数	令和4年3月16日 時点	令和7年2月18日 時点	事後	
令和7年2月18日	Ⅵ-8 人手を介在させる作業	※項目無し	※項目追加	事後	評価書様式の変更
令和7年2月18日	Ⅵ-11 最も優先度が高いと考えられる対策	※項目無し	※項目追加	事後	評価書様式の変更